

## 倫理審査委員会議事要旨

1. 日時 令和5年7月20日(木) 15:15 ~ 15:25
2. 場所 ミーティングルーム
3. 出席者 副院長、薬物依存治療部長、事務部長、看護部長、薬剤科長  
是木医長、末永外部委員、矢崎外部委員、庶務班長(書記)

※委員の3分の2以上の出席があるため委員会を開催

### 4. 要旨

課題名 ストリーキング行動に対する条件反射制御法の適用に関する研究  
(申請者 平井薬物依存治療部長 (新規))

【申請者】～審査申請書に沿って説明～

【委員】アウトカム(結果)の指標は、検挙の有無であり、警察から連絡がくることになるのか。

【申請者】良い方と悪い方の二つがある。検挙されることと、もう一つは社会復帰で再就職と復学がそれにあたる。何かあれば問い合わせが来るので把握ができる。

【委員】仮に退院となっても関係者は患者の危険性を十分承知しており、社会内の観察は密であることが期待できるとあるが、一方で取得する情報の種類としてパートナーの有無や同居家族の有無があるということは、单身の方も対象に含まれるのではないかと。社会内における観察はどこまで期待できるか、条件などはあるのか。

【申請者】条件はないが本人が警察に積極的に連絡をすることが前提であり、受けなかった場合、主治医が悪いということになる。リバウンドの可能性もあるが、そういうところでは観察ができる。

【委員】社会面の観察というよりは、本人と先生間での治療が中心ということか。薬物治療は行うのか、条件反射制御法のみとなるのか。

【申請者】入口がカウンセラーなので、ここで入院治療をしてカウンセラーに戻る方も結構多い。そうすると主治医に戻らないこともある。他の病院に行ってからカウンセラーに戻ることはない。薬物治療は、発達障害の場合に行うこともあった。

【委員】患者への説明の中では苦情相談窓口が精神保健福祉士になっているが、研究実施体制の中には名前入っていない。位置付けはどうなるのか。

【申請者】記載漏れのため、追記する。

【委員】目標症例数が42件とされているが、来年3月までに実現可能か。何と何を比べるのか。

【申請者】統計上、優位さを出すための目標件数としている。比べるものは他に世界的に示されているものがあるので、それと比較できる件数にはしている。差を出すにはこれくらいの件数が必要で実現可能性はあると考える。

## 5. 審査結果

課題名「ストーキング行動に対する条件反射制御法の適用に関する研究」

→ 全員一致で、一部修正のうえ承認とする。

修正箇所は「研究計画書Ⅱ. 研究の実施体制」のみ。  
相談窓口となっている「精神保健福祉士（飛田恭子）」名  
を研究者等として研究の実施体制欄に追記する。

以 上